

第4回地下水の適正な保全と利用に関する検討会 議事要旨

日時：令和8年6月30日（火） 10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館2階 水管理・国土保全局A会議室

議事概要：

前回検討会に引き続き、とりまとめに向けた意見交換が行われた。

主な意見は次のとおり。

- 地下水については、過剰採取ばかりに焦点をあてるのではなく、地下水が地域経済や環境のために必要な資源として適正な利用が推進されることも重要であり、保全と利用の両立が大事である。
- 地下水の保全という観点からは、地下水の量だけでなく水質も重要であり、引き続き、水質汚濁防止法等の既存法令等に基づき適正な管理を進めるべきである。
- 地表水と地下水は繋がっていることをベースに地下水の流動を考えなければならない。
- 地下水の流動は既に行われている地下水採取も影響しているため、これらの人為的な影響を踏まえた把握が必要である。
- 地下水採取の影響については、近傍の地下水採取への影響だけでなく、時間の経過に応じ、広域的な影響があるかについても把握していく必要がある。
- 地下水利用可能量の考え方は、他の地下水利用等に何も変化を生じさせないというのではなく、コミュニティにおいてお互いに許容できる影響の範囲内で、生態系に深刻な影響が及ばないなど持続的に利用できる量と理解するのが良い。
- 災害時の代替水源の確保について、いざというときにどのくらい使ってもいいのかというアセスメントを平時からしておくことが重要である。
- 検討会の背景には、外国人による地下水採取に関する世間の関心があるが、主体が誰であっても守るべきルール明確化が大事であり、過度に外国人という主体による区別を強調しない方が良い。

○水循環基本法で謳われている水が持つ高い公共性について、国民全体に共有していくとともに、その趣旨を踏まえて規制のあり方を検討すべきである。

○水循環基本計画に謳われているように、地域における地下水保全の取組は、公的機関、大学、研究機関、企業、NPO、住民等の様々な主体により連携して行われていることに留意すべきである。

○地下水管理は、これまで地方公共団体が中心的な役割を担ってきたが、適正な保全に必要な知見や体制を必ずしも有していない自治体もあり、国がきちんと後ろ盾になる必要がある。こうした視点で今後の国と地方自治体の役割のあり方について検討する必要がある。